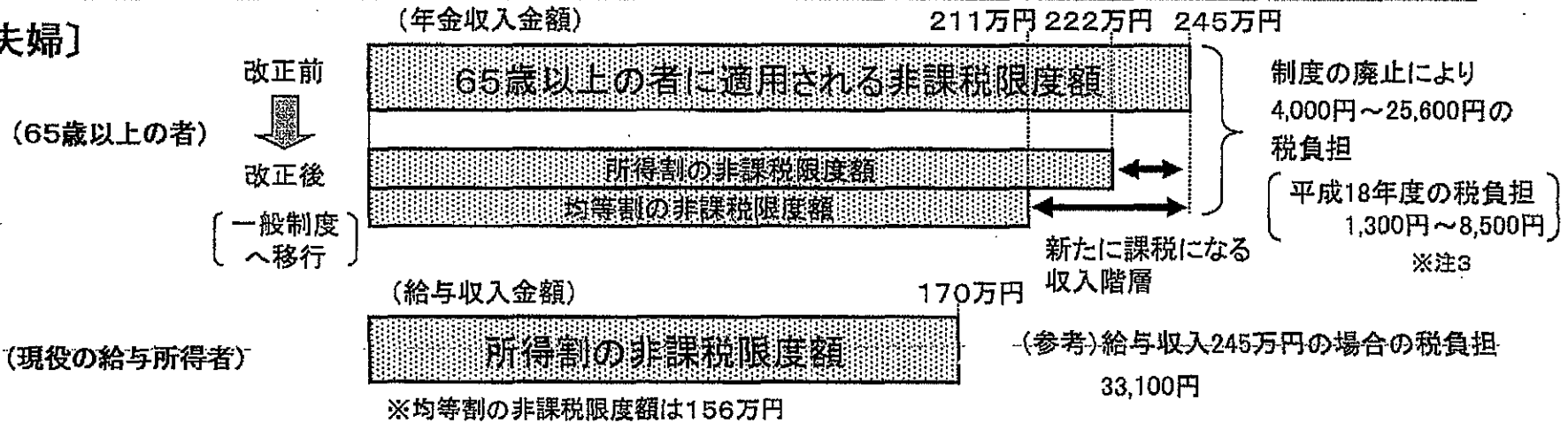


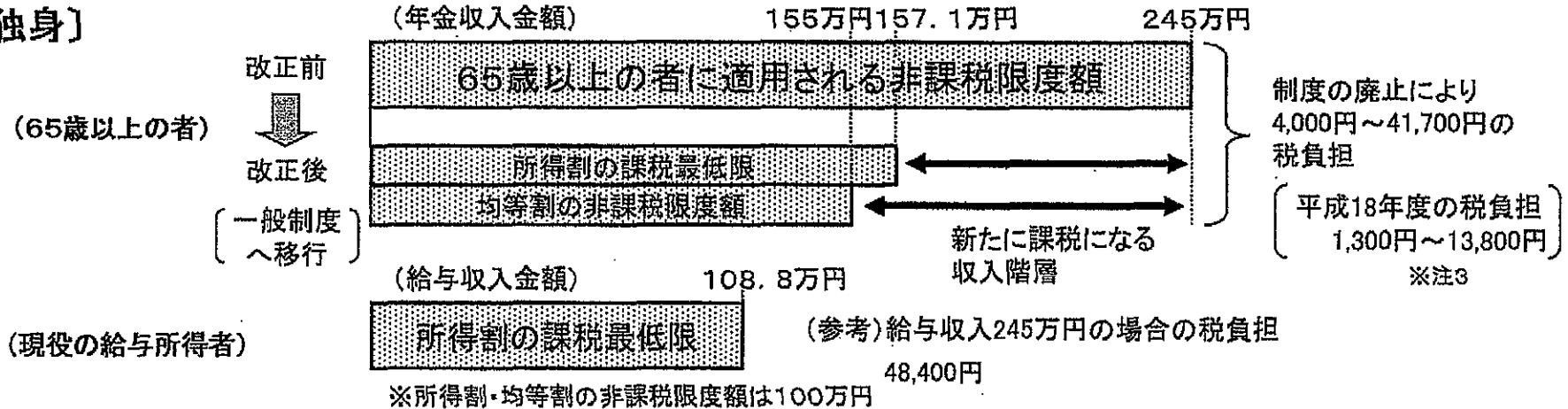
# 65歳以上の者のみに適用されていた非課税限度額の廃止

(一般の非課税限度額制度の適用に移行)

## 〔夫婦〕



## 〔独身〕



(注)1 税負担額は、いずれも定率控除後(縮減後)のもので、均等割額を含む。また、均等割の非課税限度額は、生活保護法の規定による一級地における基準額を記載した。

2 65歳以上の夫婦の場合、夫の年金収入のほか、妻の基礎年金収入79.2万円(年額)が見込まれる。

3 平成18年度から段階的に廃止(平成17年1月1日において65歳に達していた者の税額を、平成18年度分は3分の1、平成19年度分は3分の2、平成20年度分からは全額とする)。

(参考) モデル年金の水準 夫:199.9万円、妻:79.2万円 計:279.1万円(平成18年度水準)

※「モデル年金」の額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受け取る年金額

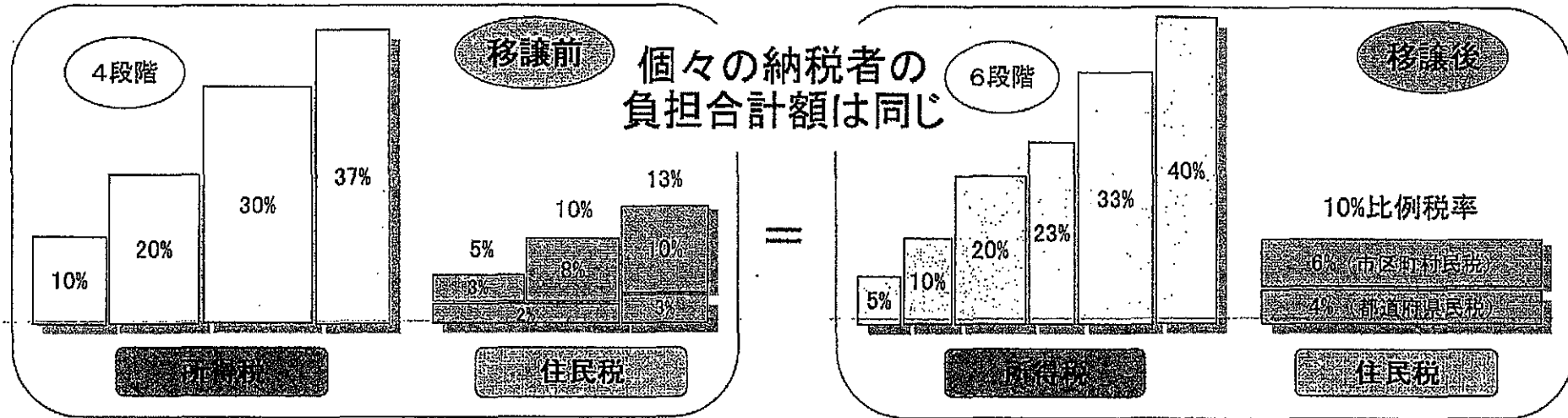
## 税源移譲の3つのポイント

- ① 地方分権・三位一体改革の一環
- ② 多数の人は、1月から所得税が減り、6月から減少相当だけ住民税が増える
- ③ 所得税と住民税を合わせた税負担額は税源移譲前後で変わらない  
(ただし、別途、定率減税の廃止による負担増あり)

(参考) 税源移譲による影響の発生時期

	所得税	住民税
(1) 給与所得者	平成19年1月から (毎月源泉徴収)	平成19年6月から (毎月特別徴収)
(2) 年金受給者	平成19年2月から (2月ごとに源泉徴収)	平成19年6月から (6月、8月、10月、1月に納付)
(3) 事業者	平成20年2～3月から (確定申告) ※予定納税の場合は 平成19年7月	平成19年6月から (6月、8月、10月、1月に納付)
(4) 退職者 (退職所得)	平成19年1月から	平成19年1月から

## 税源移譲に伴う所得税・個人住民税の税額について



### ●独身者の場合(年額)

給与収入	税源移譲前(単位:円)		
	所得税	住民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000



税源移譲後(単位:円)		
所得税	住民税	合計
62,000	126,500	188,500
160,500	260,500	421,000
376,500	404,500	781,000
868,500	650,500	1,519,000

=

負担増減額
0円
0円
0円
0円

### ●夫婦+子供2人の場合(年額)

給与収入	税源移譲前(単位:円)		
	所得税	住民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000



税源移譲後(単位:円)		
所得税	住民税	合計
0	9,000	9,000
59,500	135,500	195,000
165,500	293,500	459,000
590,500	539,500	1,130,000

=

負担増減額
0円
0円
0円
0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

## 定率減税の廃止及び税源移譲による収入別の 所得税・個人住民税の負担額の変化(世帯あたり・年額)

給与所得者(夫婦子2人世帯)

(単位:円)

給与収入	H18 定率減税縮減後 (A)	H18 定率減税分を 戻した場合 (B)	H19 税源移譲後 (C)	定率減税廃止 の影響額 (B)-(A)	税源移譲の 影響額 (C)-(B)	定率減税廃止 + 税源移譲の影響額 (C)-(A)
300万円	所 0	所 0	所 0	所 0	所 0	所 0
	住 -8,300	住 9,000	住 9,000	住 700	住 0	住 -700
	計 8,300	計 9,000	計 9,000	計 700	計 0	計 700
500万円	所 107,100	所 119,000	所 59,500	所 11,900	所 △ 59,500	所 △ 47,600
	住 70,300	住 76,000	住 135,500	住 5,700	住 59,500	住 65,200
	計 177,400	計 195,000	計 195,000	計 17,600	計 0	計 17,600
700万円	所 236,700	所 263,000	所 165,500	所 26,300	所 △ 97,500	所 △ 71,200
	住 181,300	住 196,000	住 293,500	住 14,700	住 97,500	住 112,200
	計 418,000	計 459,000	計 459,000	計 41,000	計 0	計 41,000
1,000万円	所 619,200	所 688,000	所 590,500	所 68,800	所 △ 97,500	所 △ 28,700
	住 422,000	住 442,000	住 539,500	住 20,000	住 97,500	住 117,500
	計 1,041,200	計 1,130,000	計 1,130,000	計 88,800	計 0	計 88,800
1,500万円	所 1,537,000	所 1,662,000	所 1,645,200	所 125,000	所 △ 16,800	所 108,200
	住 966,100	住 986,100	住 994,500	住 20,000	住 8,400	住 28,400
	計 2,503,100	計 2,648,100	計 2,639,700	計 145,000	計 △ 8,400	計 136,600

(注)

1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。また、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
2. 所得税負担額は1月から12月までの、個人住民税負担額はその年度分(6月から翌年5月まで)の徴収税額を記載している。
3. 端数処理のため、数値が一致しない場合がある。

## 定率減税の廃止及び税源移譲による収入別の 所得税・個人住民税の負担額の変化(世帯あたり・年額)

年金受給者(夫婦世帯)

(単位:円)

年金収入	内訳	H18		H19 税源移譲後 (C)	定率減税廃止 の影響額 (B)-(A)	税源移譲の 影響額 (C)-(B)	定率減税廃止 + 税源移譲の影響額 (C)-(A)
		定率減税縮減後 (A)	(H18 定率減税分を 戻した場合 (B))				
279.2万円	夫200万円 +妻79.2万円	所	0	所	0	所	0
		住	0	住	0	住	0
		計	0	計	0	計	0
329.2万円	夫250万円 +妻79.2万円	所	37,300	所	20,700	所	△ 20,800
		住	23,700	住	46,500	住	20,800
		計	61,000	計	67,200	計	0
379.2万円	夫300万円 +妻79.2万円	所	79,200	所	44,000	所	△ 44,000
		住	45,300	住	93,000	住	44,000
		計	124,500	計	137,000	計	0
429.2万円	夫350万円 +妻79.2万円	所	116,800	所	64,900	所	△ 64,900
		住	64,600	住	134,800	住	64,900
		計	181,400	計	199,700	計	0
479.2万円	夫400万円 +妻79.2万円	所	148,200	所	82,300	所	△ 82,400
		住	80,700	住	169,700	住	82,400
		計	228,900	計	252,000	計	0

(注)

1. 妻の年金収入(79.2万円)は、「モデル年金」の額における妻の年金額である(妻の年金収入は少ないため非課税)。なお、夫のモデル年金額は199.9万円。
2. 「モデル年金」の額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマン夫婦(妻は専業主婦)の受け取る年金額(18年度物価スライド実施後)である。
3. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
4. 所得税は、年6回(2月より2か月ごとに徴収)、個人住民税は年4回(6、8、10、翌年1月に納税)負担が生じる。
5. 端数処理のため、数値が一致しない場合がある。